

# 学 則

学校法人 拓殖大学  
拓殖大学北海道短期大学

## 目 次

- 第1章 総 則 (第1条)
- 第2章 学科・収容定員及び修業年限 (第2条～第5条)
- 第3章 学年・学期及び休業日 (第6条～第8条)
- 第4章 入 学 (第9条～第14条)
- 第5章 教育課程及び履修方法 (第15条～第20条)
- 第6章 試験・課程修了の認定及び卒業 (第21条～第25条)
- 第7章 休学・転学・留学・退学及び除籍 (第26条～第33条)
- 第8章 職員組織 (第34条～第37条)
- 第9章 教授会 (第38条)
- 第10章 図書館及び農場 (第39条)
- 第11章 学費等 (第40条～第42条)
- 第12章 賞 罰 (第43条・第44条)
- 第13章 奨学生 (第45条)
- 第14章 科目等履修生・聴講生・委託生及び研究生 (第46条～第50条)
- 第15章 公開講座 (第51条)
- 第16章 寄宿舍 (第52条)
- 第17章 学則の変更 (第53条)
- 附 則

# 拓殖大学北海道短期大学学則

## 第1章 総 則

(目 的)

**第1条** 本学は、教育基本法に基づき、学校教育法第83条及び第108条第1項の規定により、広く知識を授けるとともに職業又は實際生活に必要な専門的学芸を教授研究し、有為の人材を育成することを目的とする。

2. 第2条に定める学科毎の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別表第1に定める。

## 第2章 学科・收容定員及び修業年限

(学 科)

**第2条** 本学に、次の学科を置く。

農学ビジネス学科 保育学科

(入学定員及び收容定員)

**第3条** 本学の入学定員及び收容定員は、次のとおりとする。

	入学定員	收容定員
農学ビジネス学科	70名	140名
保 育 学 科	50名	100名

(修業年限)

**第4条** 本学の修業年限は2年とする。

(在学年限)

**第5条** 学生は、4年をこえて在学することはできない。

## 第3章 学年・学期及び休業日

(学 年)

**第6条** 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学 期)

**第7条** 学年は、次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から3月31日まで

2. 1年間の授業日数は、定期試験等の日数を含め、35週を原則とする。

(休業日)

**第8条** 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、本学の創立記念日（11月3日）
  - (2) 春季休業日 3月28日から3月31日まで
  - (3) 夏季休業日 8月1日から8月31日まで
  - (4) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで
2. 学長は、教授会の議を経て前項に規定する休業日を変更することができる。
3. 第1項に規定するもののほか、学長は、教授会の議を経て臨時の休業日を定めることができる。

## 第4章 入 学

(入学の時期)

**第9条** 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

**第10条** 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年1月31日文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) 本学が、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

**第11条** 本学に入学を志願する者は、入学志願書に別表第5-1に定める入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

2. 入学検定料は、受験の如何にかかわらずこれを返還しない。

(入学者の選考)

**第12条** 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

**第13条** 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書その他所定の書類を提出するとともに、所定の学費及び学生諸会費(以下「学費等」という。)を納付しなければならない。

2. 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(転入学)

**第14条** 他の大学から本学への転入学を志願するときは、学長は、教授会の議を経て相当学年に入学を許可することがある。

2. 転入学に関する規程は別に定める。

## 第5章 教育課程及び履修方法

(授業科目)

**第15条** 農学ビジネス学科、保育学科の授業科目は、基礎科目及び専門科目とする。

(メディアを利用して行う授業)

**第16条** 学長は、本学が教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、前条の授業科目を、多様なメディアを高度に利用して、教室等以外の場所で履修することを認めることができる。

2. 前項の授業の方法により修得する単位数は、卒業の要件として修得すべき単位数のうち30単位を限度とする。

(教育課程)

**第17条** 本学の教育課程は、別表第2・第3のとおりとする。

(単位の計算方法)

**第18条** 授業科目の単位計算方法は、1単位の履修時間を教室内及び教室外をあわせて45時間を標準とし、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
  - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。
2. 前項の規定にかかわらず、卒論演習等については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められた場合は、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。
  3. 授業科目の単位数は、教授会の議を経て、学長が定める。

(卒業の要件)

**第19条** 農学ビジネス学科、保育学科の学生は、別に定める授業科目及び単位数(別表第4)を修得するものとする。

(免許状・資格の取得)

**第20条** 本学保育学科において、幼稚園教諭2種免許状の授与を受けようとする者は、第4条・第5条及び前条の規定によるほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。

2. 本学保育学科において、保育士の資格を取得するためには、第4条・第5条及び前条の規定によるほか、児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の規定により所定の科目及び単位を修得しなければならない。

## 第6章 試験・課程修了の認定及び卒業

(履修届の提出)

**第21条** 学生は、毎学年の始めに当該学年に履修する授業科目を記載した履修届を提出しなければならない。

2. 学生は、届け出た授業科目以外の科目を履修することはできない。

(試験)

**第22条** 履修した授業科目については、各学期末に試験を行う。

2. 試験に関する規程は別に定める。

(単位の授与)

**第23条** 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(成績)

**第24条** 授業科目の試験の成績は、S、A、B、C及びFをもって表わし、S、A、B及びCを合格とする。

(卒業及び学位の授与)

**第25条** 学長は、本学に2年以上在学し、第19条の規定による所定の授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、卒業を認定する。

2. 卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

短期大学士（農学）

短期大学士（保育学）

3. 学位の授与に関し、その他必要な事項は拓殖大学北海道短期大学学位規程の定めるところによる。

## 第7章 休学・転学・留学・退学及び除籍

(休学)

**第26条** 疾病その他の事由により2ヵ月以上修学することができない者は、学長の許可を受けて休学することができる。

2. 学長は、健康上、修学することが適当でない認められた者に対し休学を命ずることができる。

(休学期間)

**第27条** 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事由がある場合は、さらに1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2. 休学期間は、通算して2年をこえることはできない。

3. 休学期間は、第5条に定める在学期間に算入しない。

(復学)

**第28条** 休学期間中にその事由が消滅したときは、学長の許可を受けて復学することができる。

(転学)

**第29条** 他の大学へ転学しようとする者は、学長に届け出なければならない。

(留学)

**第30条** 本学の学生で、外国の大学で学修することを志願する者は、学長の許可

を受けて留学することができる。

2. 前項の許可を受けて留学した期間は、第5条に定める在学期間に含まれることができる。

3. 前項の規定により履修し、修得した授業科目及び単位は、教授会の議を経て、30単位を限度として卒業要件となる単位として認めることができる。

(退 学)

**第31条** 退学しようとする者は、その事由を記入し、保証人連署のうえ、学長に願い出なければならない。

(除 籍)

**第32条** 学長は、次の各号のいずれかに該当する者を、教授会の議を経て除籍することができる。

(1) 第5条に定める在学年限をこえた者

(2) 第27条に定める休学期間をこえてなお修学できない者

(3) 学費等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(4) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

(5) 履修届の提出等、在籍に要する手続を履行しない者

(再 入 学)

**第33条** 学長は、本学の退学者及び除籍者が再入学を願い出たときは、教授会の議を経て許可することがある。

2. 再入学に関する規程は別に定める。

## 第8章 職 員 組 織

(職 員)

**第34条** 本学に、学長、副学長、教授、准教授、助教、講師、助手、事務職員及びその他の必要な職員を置く。

(学 長)

**第35条** 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(副 学 長)

**第36条** 副学長は、学長を補佐し、命を受けて、校務を統括する。

(学 科 長)



第37条 各学科に、学科長を置く。

2. 学科長は、学長を補佐し、当該学科の校務を統括する。

## 第9章 教授会

(教授会)

第38条 本学に、教授会を置く。

2. 教授会は、学長及び教授をもって組織する。

3. 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めたときは、教授会に准教授その他の教育職員を加えることができる。

4. 教授会は、次の事項を審議する。

(1) 教育及び研究に関する事項

(2) 教員人事に関する事項

(3) 各種委員会に関する事項

(4) 名誉教授の推薦に関する事項

(5) 学則に関する事項

(6) 学生の入学、退学、休学、進級、復学、留学、除籍、卒業及び課程の修了、学位の授与に関する事項

(7) 学生の試験に関する事項

(8) 奨学生に関する事項

(9) 学生の指導及び賞罰に関する事項

(10) 学生団体、学生活動その他学生生活に関する事項

(11) 科目等履修生、聴講生、委託生及び研修生に関する事項

(12) 教授会規程の改廃に関する事項

(13) その他本学運営上の重要事項

5. 前項に掲げる審議事項のうち、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与については、学長が決定を行うにあたり、必ず意見を述べなければならない。

## 第10章 図書館及び農場

(図書館及び農場)

第39条 本学に、図書館及び農場を置く。

## 第11章 学 費 等

(学費の額)

第40条 学費の額は、別表第5-2に定めるとおりとする。

2. 学費の減免及び免除等の特例については、別に定める。

(学費等の納付)

第41条 学費及び所定の諸会費は、各学年度分を毎年4月30日までに納付しなければならない。

2. 学年の全期間を休学する者の授業料は、その半額を免除する。

3. 留学中の学費等は、全額納付しなければならない。

(学費等の返還)

第42条 納付した学費等は、事由の如何にかかわらず返還しない。ただし、入学  
手続時において別に定めるところにより入学を辞退する場合は、この限りでは  
ない。

## 第12章 賞 罰

(表 彰)

第43条 学長は、学生として表彰に価する行為があった者を教授会の議を経て表  
彰する。

(懲 戒)

第44条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、教授会の議を経て、  
懲戒する。

(1) 本学の規則を守らず、又は不都合の行為があった者

(2) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席が常でない者

(4) 本学の秩序を乱した者

(5) 学生としての本分に反した者

2. 前項の懲戒の種類は、退学、停学、謹慎、譴責及び訓戒とする。

## 第13章 奨 学 生

(奨 学 生)

**第45条** 学長は、優秀な学生を選び教授会の議を経て、奨学生とすることができる。

2. 奨学生に関する規程は、別に定める。

#### 第14章 科目等履修生・聴講生・委託生及び研究生

(科目等履修生)

**第46条** 学長は、本学において一又は複数の授業科目について履修を志願する者があるときは、教育に支障のない場合に限り、教授会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することができる。

2. 科目等履修生の入学許可は、学年度の始めとする。

3. 科目等履修生は、履修した授業科目の試験を受けることができる。試験に合格した者には、所定の単位を認定する。

4. 科目等履修生に関し、その他必要な事項については別に定める。

(聴講生)

**第47条** 学長は、本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、教育に支障のない場合に限り、教授会の議を経て、聴講生として入学を許可することができる。

2. 聴講生の入学許可は、各学期の始めとする。

3. 聴講生に関し、その他必要な事項については別に定める。

(委託生)

**第48条** 学長は、本学に対して官公庁、外国政府又は内外の企業・機関等から委託があったときは、教育に支障のない場合に限り、教授会の議を経て、委託生として入学を許可することができる。

2. 委託生の入学許可は、学年度の始めとする。

3. 委託生に関し、その他必要な事項については別に定める。

(研究生)

**第49条** 学長は、指導教員の指導のもとに特定事項に関する研究をしようとする者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、教授会の議を経て、研究生として入学を許可することができる。

2. 研究生の入学許可は、学年度の始めとする。

3. 研究生に関し、その他必要な事項については別に定める。

(学則の準用)

**第50条** 科目等履修生、聴講生、委託生及び研究生には、本章に規定するほか、本学則の各章の規定を準用する。

## 第15章 公開講座

(公開講座)

**第51条** 本学は、時宜に応じて公開講座を設けることがある。

## 第16章 寄 宿 舎

(寄 宿 舎)

**第52条** 本学に寄宿舍を置くことができる。

2. 寄宿舍に関する規程は、別に定める。

## 第17章 学則の変更

(学則の変更)

**第53条** この学則は、教授会の議を経て、学長の提案に基づき、理事会の議決により変更することができる。

**附 則**

本学則は、昭和41年4月1日からこれを実施する。

**附 則**

本学則は、昭和46年度入学者から適用する。

**附 則**

本学則は、昭和47年4月1日から適用する。

**附 則**

本学則は、昭和48年4月1日から適用する。ただし、昭和47年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

**附 則**

本学則は、昭和49年4月1日から適用する。ただし、昭和48年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

**附 則**

本学則は、昭和50年4月1日から適用する。ただし、昭和49年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

**附 則**

本学則は、昭和51年4月1日から適用する。ただし、昭和50年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

**附 則**

本学則は、昭和52年4月1日から適用する。ただし、昭和51年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

**附 則**

本学則は、昭和53年4月1日から実施する。ただし、昭和52年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

**附 則**

本学則は、昭和55年4月1日から実施する。ただし、昭和54年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

**附 則**

本学則は、昭和57年4月1日から実施する。ただし、昭和56年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

**附 則**

本学則は、昭和58年4月1日から実施する。ただし、昭和57年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

#### 附 則

本学則は、昭和59年4月1日から実施する。ただし、昭和58年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

#### 附 則

本学則は、昭和60年4月1日から施行する。ただし、昭和59年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

#### 附 則

1. 本学則は、昭和62年4月1日から施行する。ただし、昭和61年度以前の入学者については、なお従前の学則による。
2. 第3条の学生定員中、保育科の総定員は、昭和62年度においては、160名と読み替えるものとする。

#### 附 則

本学則は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、昭和62年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

#### 附 則

本学則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、平成元年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

#### 附 則

本学則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、平成3年度以前の入学者については、第15条、第16条別表第1及び別表第2、第18条第2項の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

本学則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、平成4年度以前の入学者の学費については、第37条別表第3の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

本学則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、平成5年度以前の入学者の教育課程については、第16条別表第1の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

本学則は、平成7年4月1日から施行する。ただし、平成6年度以前の入学者の学費については、第37条別表第3の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

本学則は、平成7年4月1日から施行する。ただし、平成6年度以前の入学者の教育課程については、第16条別表第2の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、平成8年度以前の入学者の教育課程及び学費については、第16条別表第1及び第37条別表第3の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、平成11年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

#### 附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、平成12年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

#### 附 則

この学則は、平成13年10月30日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、平成13年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

#### 附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、平成14年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

#### 附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、平成15年度以前の入学者については、第16条別表第3の改正規定にかかわらず、なお従前の学則による。

#### 附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成16年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

**附 則**

この学則は、平成17年6月23日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成17年12月15日から施行し、平成17年10月1日から適用する。

**附 則**

この学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、平成17年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

**附 則**

この学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、平成18年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

**附 則**

この学則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、平成19年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

**附 則**

この学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成20年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

**附 則**

この学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成21年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

**附 則**

この学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、平成22年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

**附 則**

この学則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成24年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

**附 則**

この学則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成25年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

**附 則**

この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成26年度以前の入学者については、第16条の改正規定にかかわらず、なお従前の学則による。



#### 附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成27年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

#### 附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成28年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

#### 附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成29年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

#### 附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成30年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

#### 附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、平成31年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

#### 附 則

1. この学則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和2年度以前の入学者については、なお従前の学則による。
2. 第16条の改正は、令和3年4月1日に在学する者から適用する。

#### 附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和3年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

#### 附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和4年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

#### 附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和5年度以前の入学者については、なお従前の学則による。

(別表第1)

## 学科の目的

### (1) 農学ビジネス学科

環境保全型農業を基盤とした地域経済を維持・発展させることができる実践的な知識や技術を身につけ、新しい時代の農業及び地域経済を創造・発展させる人材を育成することを目的とする。

### (2) 保育学科

「感動体験こそ教育の原点」を基本理念に、自己表現力・指導力・社会性を身につけ、こどもの豊かな感性を育むことのできる幼稚園教諭・保育士を養成することを目的とする。



(別表第3)

## 保育学科教育課程

系列	教 科 目	開 設 単 位	共通必修単位	保育士資格		幼稚園教諭 必修単位	自由選択単位
				必修単位	選択必修単位		
基礎 (教養)科目	キャリアスキル演習	2	(2)				
	日本国憲法講義	2	(2)				
	学問と人生講義	2					
	総合芸術演習	2					
	英語(国際コミュニケーション)演習	2				(2)	
	パソコン入門講義	2				2	
	体育講義	1	1				
体育実技	1	1					
基礎科目計		14	8			2	
専門科目 保育に関する目的に 関する科目 の理解	保育の原理講義	2		2			
	教育の原理講義	2	2				
	子ども家庭福祉講義	2		2			
	社会福祉講義	2		2			
	子ども家庭支援論講義	2		2			
	社会的養護Ⅰ講義	2		2			
	保育者論講義	2	2				
	小計		14	4	10		
	保育と教育の心理学講義	2	2				
	子ども家庭支援の心理学講義	2		2			
	子どもの理解と援助演習	1		1			
	子どもの保健講義	2		2			
	子どもの食と栄養演習	2		2			
	小計		9	2	7		
専門科目 保育の内容 の 領域 ・ 方 法 に 関 する 科目	教育課程総論講義	2	2			(2)	
	保育の計画と評価講義	2	2	(2)			
	保育内容総論演習	1		1			
	保育内容Ⅰ(子どもと環境)演習	1	1				
	保育内容Ⅱ(子どもと人間関係)演習	1	1				
	保育内容Ⅲ(子どもの健康)演習	1	1				
	保育内容Ⅳ(子どもの言葉)演習	1	1				
	保育内容Ⅴ(子どもの音楽表現)演習	1	1				
	保育内容Ⅵ(子どもの造形表現)演習	1	1				
	保育内容Ⅶ(子どもと文化)演習	1	1				
	領域環境講義	1	1			(1)	
	領域人間関係講義	1	1			(1)	
	領域健康演習	1	1				
	領域言葉演習	1	1				
	領域音楽表現演習	1	1				
	領域造形表現演習	1	1				
	幼児教育の方法と技術講義	2			2	2	
	教育相談講義	2			2	2	
	ピアノ表現Ⅰ演習	2			2		
	ピアノ表現Ⅱ演習	2			2		
	乳児保育Ⅰ講義	2		2			
	乳児保育Ⅱ演習	1		1			
	子どもの健康と安全演習	1		1			
	障害児保育演習	1		1			
	特別支援教育演習	1	1				
	社会的養護Ⅱ演習	1		1			
	子育て支援演習	1		1			
	幼児体育演習	1					1
	特別研究演習	2			2		
	専門研究演習	2			2		
	造形表現研究Ⅰ演習	1			1		
	造形表現研究Ⅱ演習	1			1		
造形表現研究Ⅲ演習	1			1			
造形表現研究Ⅳ演習	1			1			
身体表現演習Ⅰ演習	1			1			
身体表現演習Ⅱ演習	1			1			
身体表現演習Ⅲ演習	1			1			
身体表現演習Ⅳ演習	1			1			
音楽表現研究Ⅰ演習	1			1			
音楽表現研究Ⅱ演習	1			1			
音楽表現研究Ⅲ演習	1			1			
音楽表現研究Ⅳ演習	1			1			
小計		51	18	8	24	4	1
総合演習	保育実践演習	2	2	(2)			
小計		2	2				
専門科目 保育・教育実習	保育実習Ⅰ	4		4			
	保育実習指導Ⅰ	2		2			
	保育実習Ⅱ	2		(2)			
	保育実習Ⅲ	2		(2)			
	保育実習指導Ⅱ	1		(1)			
	保育実習指導Ⅲ	1		(1)			
教育実習	(事前・事後の指導を含む)	5				5	
小計		17		9		5	
教職演習	保育・教職実践演習(幼稚園)	2				2	
小計		2				2	
専門科目計		95	26	34	24	11	1
合計		109	34	34	24	13	1

## 1. 保育士

保育士の資格を取得するためには、「共通必修単位」34単位及び「保育士必修単位」34単位に加えて、「保育士選択必修単位」から2単位以上、合計70単位以上を修得しなければならない。

## 2. 幼稚園教諭

幼稚園教諭2種免許状の授与を受けようとする者は、「共通必修単位」34単位〔英語(国際コミュニケーション)2単位を含む〕及び「幼稚園教諭必修単位」13単位に加えて、専門科目から19単位、合計66単位以上を修得しなければならない。

(別表第4-1)

卒業に必要な最低単位数

農学ビジネス学科

区 分		単 位 数
基 礎 科 目	必 修 科 目	6
	選 択 科 目	6
専 門 科 目	必 修 科 目	16
	選 択 科 目	38
合 計		66

(別表第4-2)

卒業に必要な最低単位数

保 育 学 科

区 分		単 位 数
基 礎 科 目	共 通 必 修 科 目	8
	選 択 科 目	
専 門 科 目	共 通 必 修 科 目	26
	選 択 科 目	32
合 計		66

注) 基礎共通必修科目8単位の中には、選択必修単位2単位を含む。

(別表第5-1)

科 目	金 額	
	農学ビジネス学科	保 育 学 科
入 学 検 定 料	30,000円	30,000円

(別表第5-2)

科 目	金 額	
	農学ビジネス学科	保 育 学 科
入 学 金	180,000円	180,000円
授 業 料	805,000円	755,000円
施設設備・学園維持費	200,000円	200,000円

\*入学金は入学時のみ